

令和元年度 袋井市立山名小学校いじめ防止基本方針

－はじめに－

この袋井市立山名小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号（以下「法」という。））第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。「静岡県いじめ防止等のための基本的な方針」「静岡県子どもいじめ防止条例」を参考にして作成する。

1 いじめの防止等のための基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立って行う。また、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかたりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認する。また、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策の組織等を適切に機能させ、情報を共有することによって、複数の目で確認をする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) いじめの防止のための基本的な考え方

学校は、「いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるもの」という認識をもち、教育活動全体を通じ、児童に「いじめは絶対に許される行為ではない」ことの指導を続けていく。

- ①いじめの未然防止のために、学校全体でいじめを許さない、見て見ぬ振りをしない雰囲気作りに努める。
- ②いじめの未然防止のために、子ども一人ひとりの自尊感情を高め、規範意識や人権感覚を育み、健やかでたくましい心を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、家庭や地域と連携・協力して、積極的ないじめの発見に努める。
- ④いじめの早期対応のために、学校・家庭・地域・専門家等と連携して速やかに対応する。

2 いじめの未然防止のための取組

- (1) わかる授業づくりの推進
- (2) 人権教育、道徳教育の推進
- (3) 児童会活動の充実
縦割り活動を計画的に実施
「いじめ」根絶に向けた取り組みの実施
- (4) 朝会・学年集会等での指導
- (5) 社会体験・自然体験・福祉体験等の体験活動の充実
各学年ごとに計画的に実施

- (6) 計画的なソーシャルスキルトレーニングの実施
- (7) 保護者への啓発、関係機関との連携
- (8) 子どもと教職員の信頼関係の構築
- (9) 子どもの実態把握と情報
- (10) 配慮を要する児童には、必要な指導を組織的に行う。

3 いじめの早期発見のための取組

- (1) いじめ調査「心のアンケート」の実施（年2回、6月と11月）
アンケート実施後児童との面談の実施をし、「いじめ」の発見に努める。
- (2) いじめ相談体制の充実
学年、学年主任、関係職員、コーディネイター、生徒指導、主幹教諭、教頭、校長など連絡・相談・報告をし相談しやすい雰囲気をつくる。（必要に応じてケース会議を行う）
- (3) 人間関係づくりプログラムやQ-U検査の実施（5月と11月）
人間関係づくりプログラムを4月に各クラスで、または必要に応じて実施する。
Q-U検査を実施し、結果を学年で共有する。Q-U検査を基に各クラスごと実態を把握し、2学期に生かせる手立てを考え実践していく。気になる子の結果については、次年度にも引き継いでいく。

4 いじめ防止等のための校内組織

- (1) 山名小・いじめ防止対策委員会（山名小を語る会、学校運営協議会）
 - ア 目的
関係機関及び諸団体との連携を図り、第三者等の参加によって公平性・中立性を保持するために会を設置する。
 - イ 構成員
＜校内＞校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任
＜外部＞学校評議員、市議会議員、自治会連合会長、PTA正副会長
公民館長、スクールガードボランティア代表
 - ウ 活動内容
 - ・山名小を語る会では、当該年度の「いじめの未然防止のための取組」と「いじめの早期発見のための取組」を検討する。
 - ・学校運営協議会では、当該年度のいじめの状況と経過について報告を受け、必要に応じて対策等を検討する。
 - ・いじめに関する重大事態が発生した場合は、調査を行い対策を検討する。
 - エ 開催時期
 - ・定期として、年3回開催する。また、いじめ事案発生等の緊急時に必要に応じて開催する。
- (2) 山名小いじめ防止対策協議会
 - ア 目的
日頃の校内のいじめ等の情報交換を行い、具体的な指導について話し合うために会を設置する。
 - イ 構成員
＜校内＞校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、事務主査
＜校外＞スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（必要に応じて）
 - ウ 活動内容
「各学年の児童の表れ」・「配慮を要する児童」について、指導経過と現状、問題点について説明を受け、よりよい解決の仕方について検討を行う。
 - エ 開催時期
年2回（5月と9月）、月1回（分掌部会）に定期的で開催する。5月と9月は、全職員で実施。

5 重大事態への対応

学校がいじめ防止対策推進法第28条により、当該事案を重大事態と判断した場合には、速やかに市教委や関係機関へ報告するとともに、学校が調査主体となった場合は、次のとおり対応する。

・いじめの重大事態とは、次のような場合を言う。

(ア) いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・子どもが自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

(イ) 欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間、連続して欠席しているとき

子どもや保護者から、いじめにより重大な被害を生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言することはできない。

- (1) 重大事態の調査組織の設置
- (2) 情報収集
- (3) いじめを受けた児童及び保護者への説明
- (4) 加害児童への適切な指導
- (5) 市教育委員会へ報告
- (6) 在校生や保護者への説明